

Fukushima Provincial Cooperation Office

予備自衛官制度の概要

予備自衛官とは、防衛招集命令、国民保護等招集命令及び災害招集命令を受けて自衛官となり、第一線の部隊が出動した後の駐屯地の警備、後方支援、第一線部隊の補充等、避難住民の救護・誘導等、災害補助活動の任務にあたります。

訓練について

○1日間招集訓練

自衛官を退職して1年未満の方を対象に、精神教育や服務指導を中心 に期に1回を基準に実施しています。

○5日間招集訓練

自衛官を退職して1年以上の方及び予備自衛官補の教育訓練を修了し 公募予備自衛官となった方を対象に、指定された部隊等で射撃訓練・体 育訓練・精神教育・職種訓練を中心に実施しています。

公募予備自衛官の方を対象に、多賀城駐屯地で公募5日間訓練も計画されています。

処 遇

○手当・旅費

予備自衛官の身分に対しての手当「予備自衛官手当」月額4,000円と、訓練出頭に対しての手当「訓練招集手当」日額8,100円があります。支払については前のページの「予備自衛官の手当について」をご覧ください。また、訓練参加のために往復旅費が支給されます。

○補 償

公務に起因する災害(負傷、疾病、障害、死亡)については、現職の 自衛官と同様に補償を行います。

○表 彰

勤続年数に応じ、防衛大臣・陸上幕僚長・方面総監・地方協力本部長から永年勤続表彰状が授与されます。

また、最終任期まで勤務されると方面総監から顕彰状が授与されます。